

2024（令和6）年度の公共用水域及び地下水に係る水質の現況

1 公共用水域

（1）河川

令和6年度における河川の水質測定は、水質測定計画に基づき100河川139地点で実施した。

ア 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（1地点）及びほう素（9地点）で環境基準を達成しなかった（表1）。

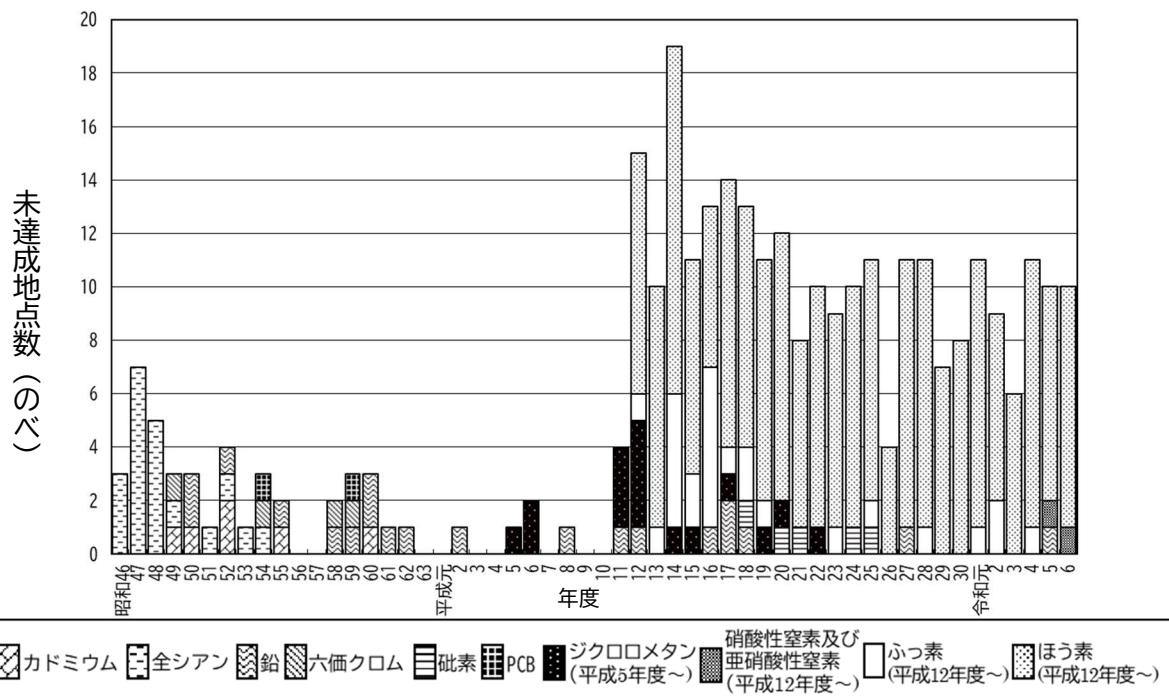
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過は、流量が少ない地点で流域の事業場からの放流水の影響と考えられた。ほう素については、全地点が河口部で海水の影響と考えられた。ほう素は、環境基準未達成地点が多い状態が続いているが、ほとんどが海水や地質由来の自然要因である（図1）。

表1 環境基準未達成地点（令和6年度）

(令和6年度)

項目	河川名	測定地点名	海水の影響	最大値 (mg/L)	年平均値 (mg/L)	m / n	環境基準値 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	正雀川	安威川合流直前	—	12	7.3	1 / 2	10
	石津川	石津川橋	海水	1.3	0.85	1 / 2	
	内川放水路	古川橋	海水	1.9	1.8	2 / 2	
	淀川	伝法大橋	海水	1.1	1.1	1 / 1	
	安治川	天保山渡	海水	2.0	1.4	4 / 4	
	正蓮寺川	北港大橋下流700m	海水	2.6	2.2	4 / 4	1
	木津川運河	船町渡	海水	2.4	1.6	3 / 4	
	住吉川	住之江大橋下流1100m	海水	1.6	1.1	2 / 4	
	王子川	新王子橋	海水	2.5	1.7	1 / 2	
	新川	河口水門	海水	1.8	1.1	1 / 2	

（注）m/nのnは調査対象検体数、mは環境基準値を超えた検体数を表します。



（注）・昭和46年度から令和6年度における環境基準未達成地点数。

・環境基準達成状況の判断は、測定時に設定されていた基準値による（平成4年度までは年間最高値、平成5年度以降は全シアン、PCBを除く項目については年間平均値で評価を行っている）。

・平成5年3月にジクロロメタン等15項目、平成11年2月にほう素・ふつ素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が健康項目に追加された。

図1 環境基準未達成状況の推移

イ 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

① 生物化学的酸素要求量（BOD）

河川の代表的な汚濁指標である BOD については、環境基準の達成率は 93.6%（類型が指定されている 82 水域のうち 79 水域で達成）と前年度（97.6%）より低下した（図 2）。

水域別に見ると、淀川水域、寝屋川水域、大阪市内河川水域及び大和川水域は 100%の達成率となった（図 3）。

主要な河川の BOD の経年変化を見ると、長期的な傾向として、いずれの河川も濃度が低下している（図 4）。

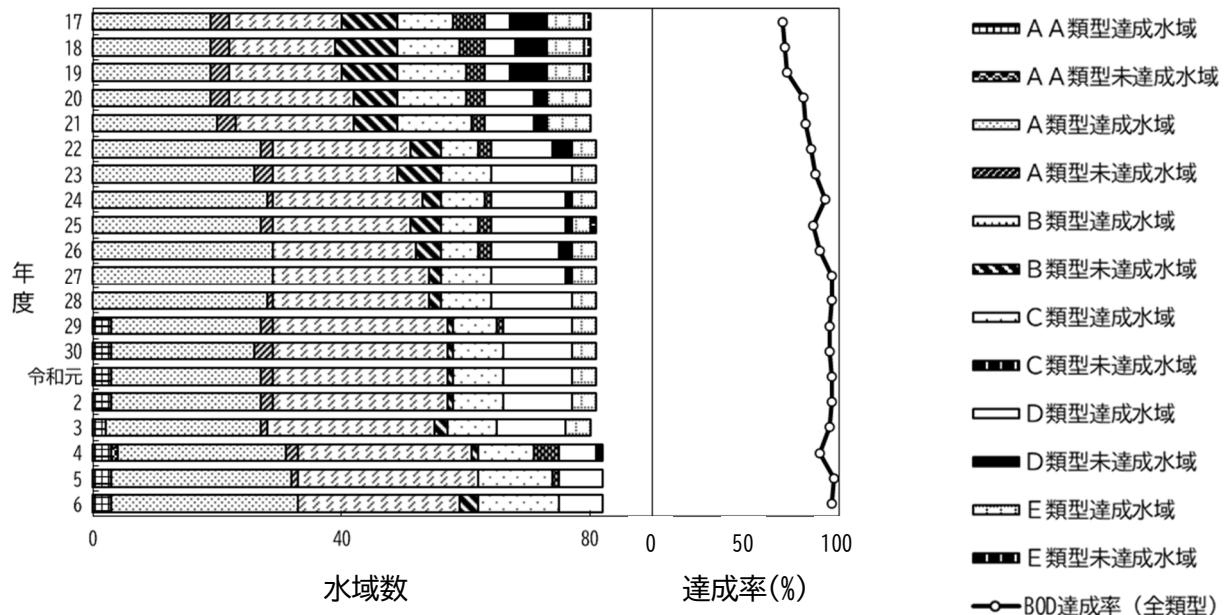


図 2 環境基準（BOD）の類型別達成状況

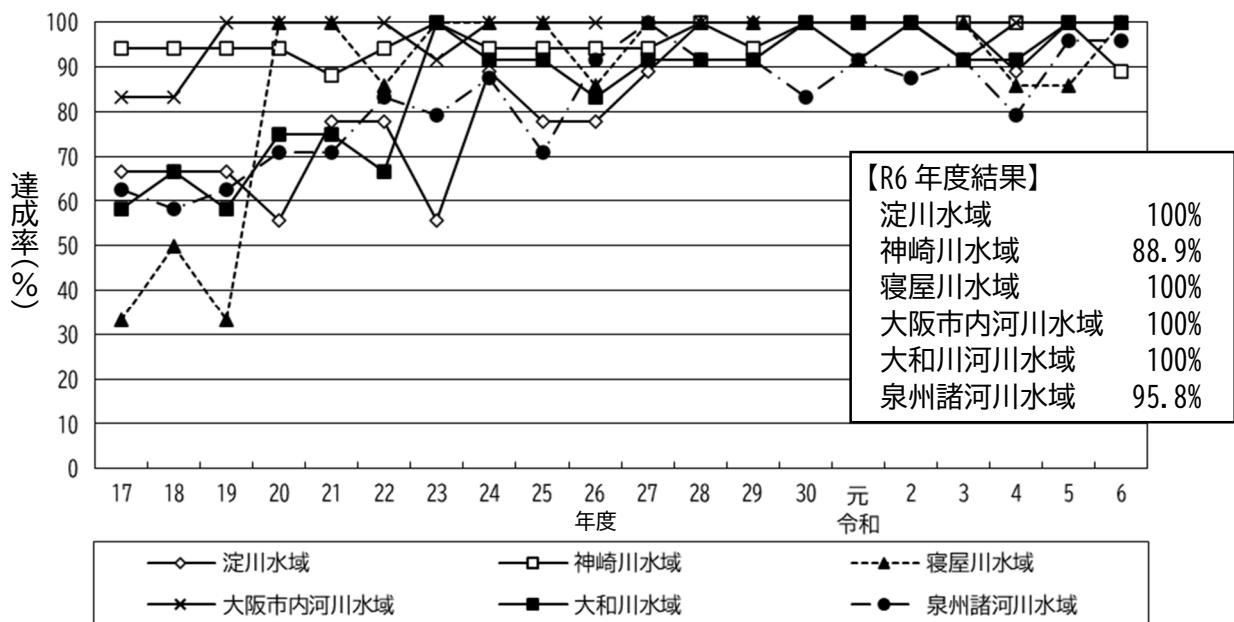


図 3 環境基準（BOD）の水域別達成状況

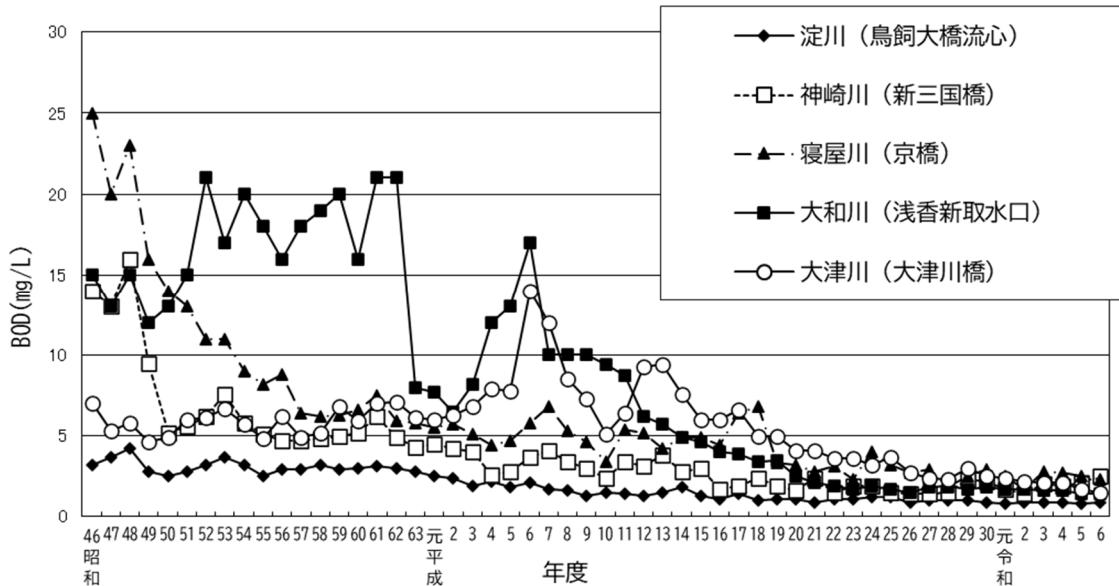


図4 主要河川のBOD年平均値の経年変化

② 水生生物の保全に係る項目

水生生物の保全に係る項目のうち全亜鉛については、環境基準の達成率は86.5%（水生生物の保全に係る類型が指定されている74水域のうち64水域で達成）であり、達成率は横ばいで推移している（図5）。

また、平成24年度に環境基準が設定されたノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）については、測定を開始した年度以降、全水域で環境基準を達成している（図5）。

- （注）・ノニルフェノールは平成25年度から、LASは平成26年度から63水域で測定を開始。
 ・平成28年度に新たに2水域について類型指定を行い、平成29年度から65水域で測定を実施。
 ・令和4年度に新たに9水域について類型指定を行い、令和5年度から74水域で測定を実施。

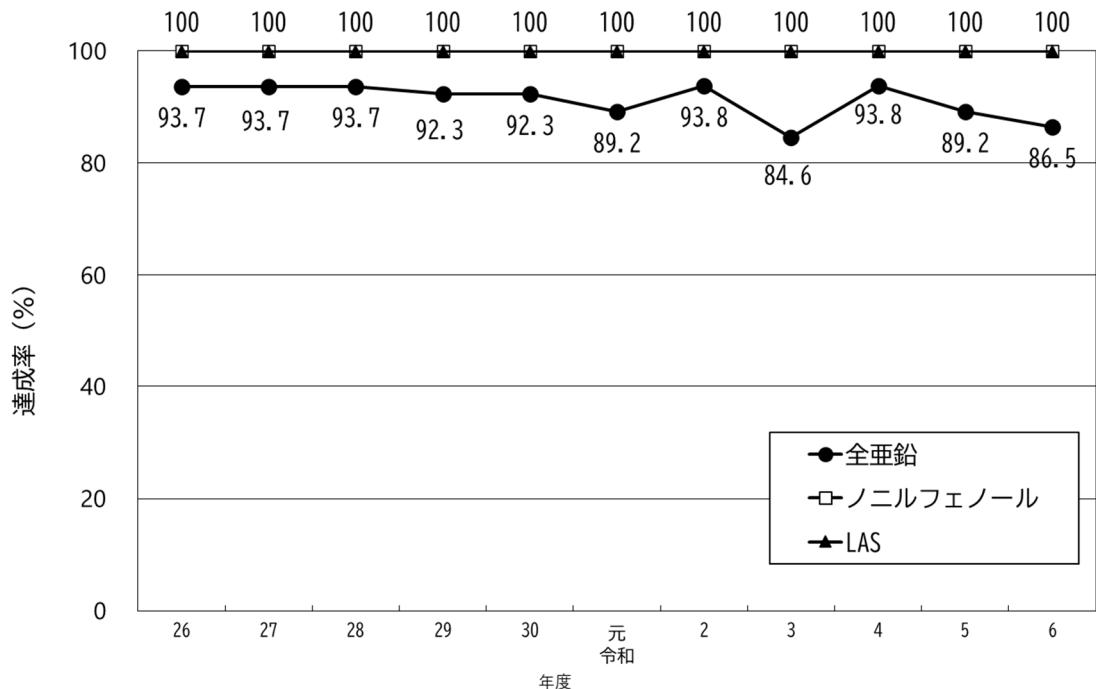


図5 環境基準（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）の達成状況

ウ 要監視項目

要監視項目について、指針値の超過は、表2のとおり、全マンガンが1地点、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) について10地点あった。その他の項目についての超過はなかった。

表2 要監視項目の指針値超過地点測定結果

河川名	地点	超過項目	測定値
檜尾川	磐手杜神社 (高槻市)	全マンガン	0.26mg/L
船橋川	新登橋上流 (枚方市)	PFOS 及び PFOA	250ng/L
穂谷川	淀川合流直前 (枚方市)	PFOS 及び PFOA	140ng/L
黒田川	西ノ口樋門 (枚方市)	PFOS 及び PFOA	82ng/L
天野川	淀川合流直前 (枚方市)	PFOS 及び PFOA	100ng/L
安居川	淀川合流直前 (枚方市)	PFOS 及び PFOA	62ng/L
神崎川	新三国橋 (大阪市・豊中市境)	PFOS 及び PFOA	99ng/L
安威川	新京阪橋 (大阪市・吹田市境)	PFOS 及び PFOA	71ng/L
大正川	安威川合流直前 (摂津市)	PFOS 及び PFOA	61ng/L
飛鳥川	円明橋 (羽曳野市)	PFOS 及び PFOA	64ng/L
西除川	狭山池合流直前 (大阪狭山市)	PFOS 及び PFOA	53ng/L

※全マンガンの指針値：0.2mg/L、PFOS 及び PFOA の（令和6年度は暫定）指針値：50ng/L

(2) 海域

令和6年度における大阪湾の水質測定は、水質測定計画に基づき大阪府域では22地点（うち環境基準点は15地点）、兵庫県域では44地点（うち環境基準点は14地点）で実施した。

ア 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

昭和47年度の測定開始以来、兵庫県域を含め全ての地点で環境基準を達成している。

イ 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

① 化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全りん

海域の代表的な汚濁指標であるCODについては、兵庫県域を含め12水域に類型が当てはめられている（図6、左）。そのうち8水域が環境基準を達成しており、環境基準達成率は66.7%であった。

富栄養化の主要な原因物質とされている全窒素、全りんについては兵庫県域を含め3水域に類型が当てはめられており（図6、右）、令和6年度は全窒素、全りん共に全水域で環境基準を達成した。

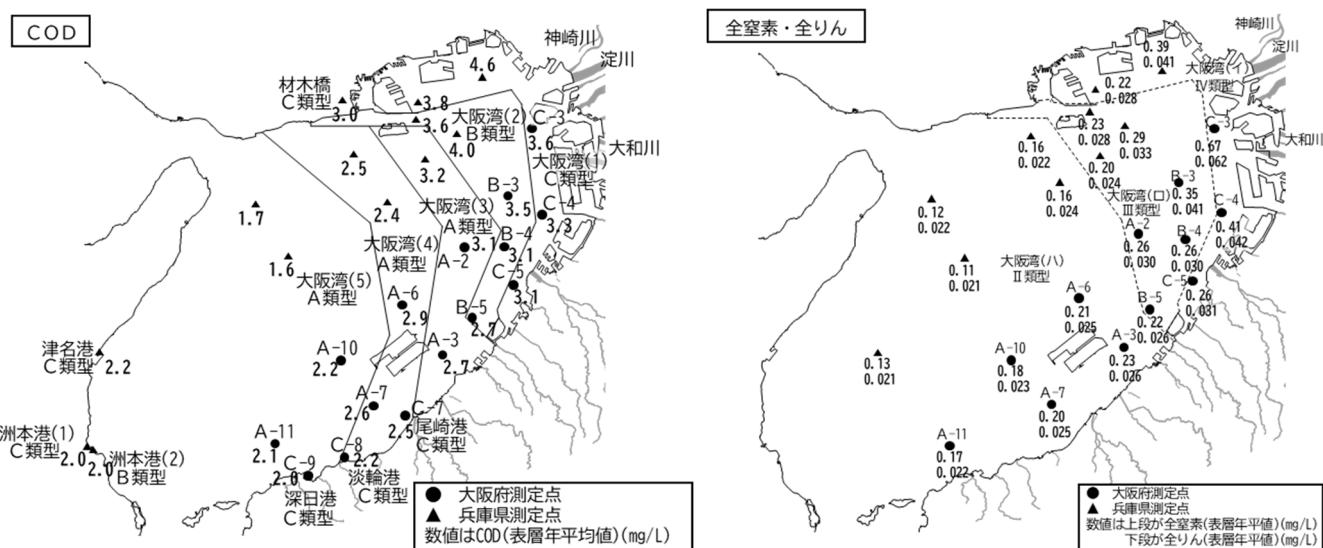


図6 大阪湾の環境基準点

CODの全層（表層及び底層）年平均値の経年変化は以下のとおりで、近年は横ばいである（図7）。

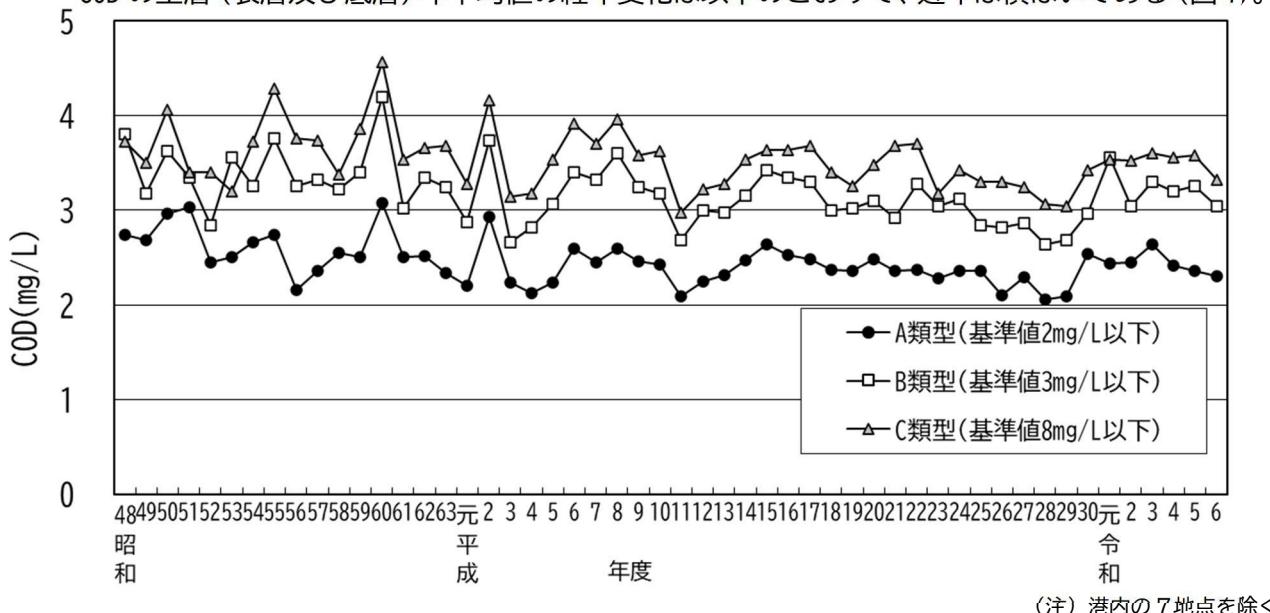


図7 大阪湾のCODの経年変化（兵庫県域を含む全層年平均値）

参考に大阪府域のCODに係る環境基準点15地点を見ると、CODの表層における濃度は、6地点で環境基準値を満足した（表3）。

表3 大阪湾の COD (表層) 環境基準達成地点数 (大阪府測定地点)

類型(地点数)	基準値	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
A (6地点)	2mg/L以下	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
B (3地点)	3mg/L以下	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
C (3地点)	8mg/L以下	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
C (港内3地点)	8mg/L以下	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
計 (15地点)		6	7	7	6	9	6	6	6	6	6

全窒素、全りんの表層年平均値の経年変化を見ると、全窒素、全りん共に概ね減少傾向である(図8、図9)。

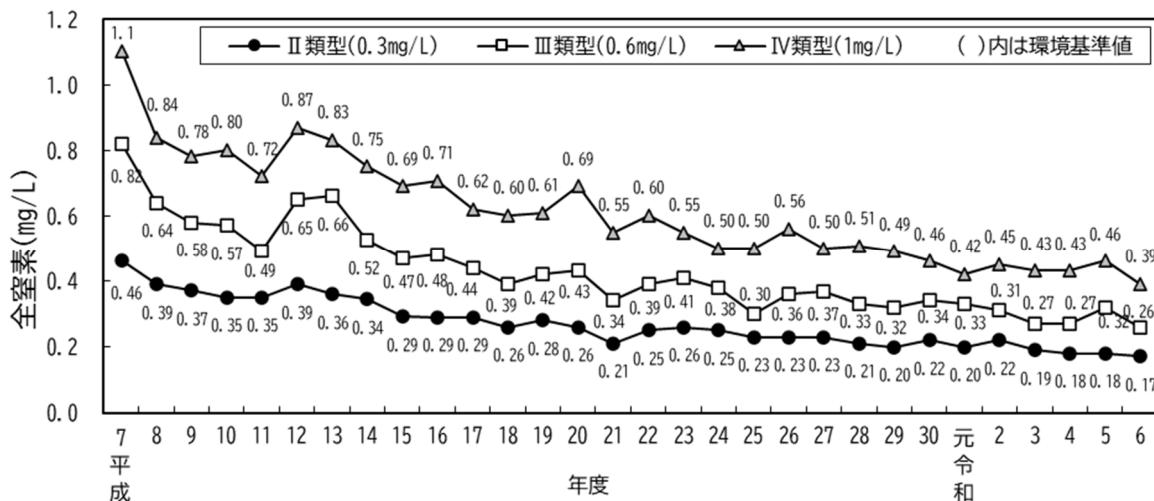


図8 大阪湾の全窒素の経年変化 (兵庫県域を含む表層年平均値)

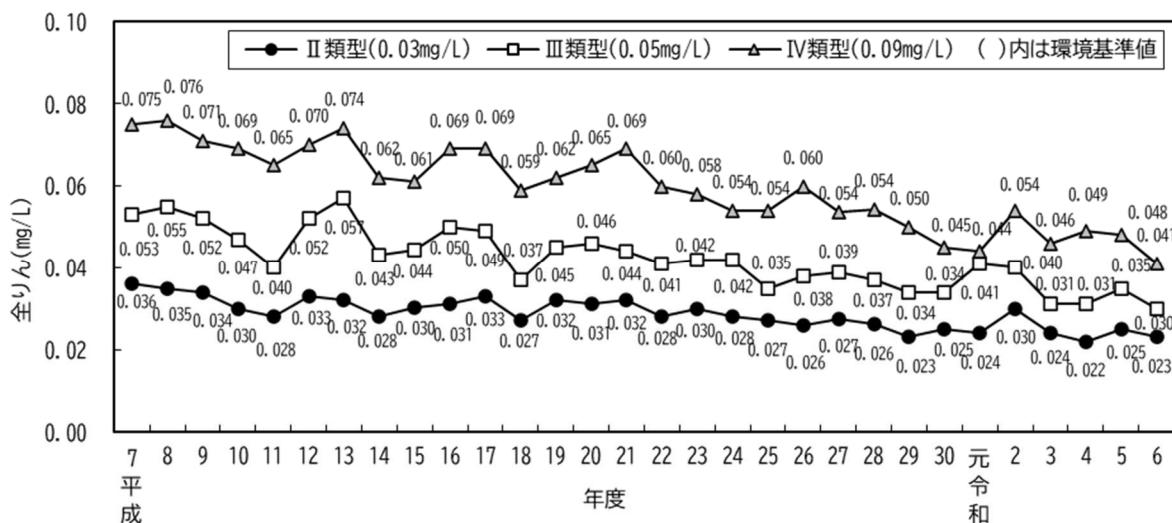


図9 大阪湾の全りんの経年変化 (兵庫県域を含む表層年平均値)

② 水生生物の保全に係る項目

水生生物の保全に係る項目(全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS)については、全測定地点で環境基準を達成した。

2 地下水

(1) 概況調査

令和6年度の水質測定計画に基づき、ローリング方式 65 地点の井戸水（環境基準 28 項目対象）において、概況調査を実施した結果、3 地点で環境基準を達成しなかった（図 10）。表 4 に各年度における概況調査の環境基準未達成状況を示す。

表4 各年度における概況調査の環境基準未達成状況（過去10年間）

年度	測定 地点数	未達成 地点数 (注1)	項目ごとの未達成地点数					
			鉛	砒素	VOC (注2)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素
平成 27	75	2				1	1	
平成 28	79	4	1	1	1	1	1	
平成 29	75	2			2			
平成 30	74	0						
令和 1	72	3	1	1	1			
令和 2	71	1		1				
令和 3	68	0						
令和 4	65	4		1	1	1		1
令和 5	66	1			1			
令和 6	65	3		1	1	1		
計	710	20	2	5	7	4	2	1

(注1)同一地点で複数の項目が基準未達成となる場合がある。

(注2)VOC：揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)の略称

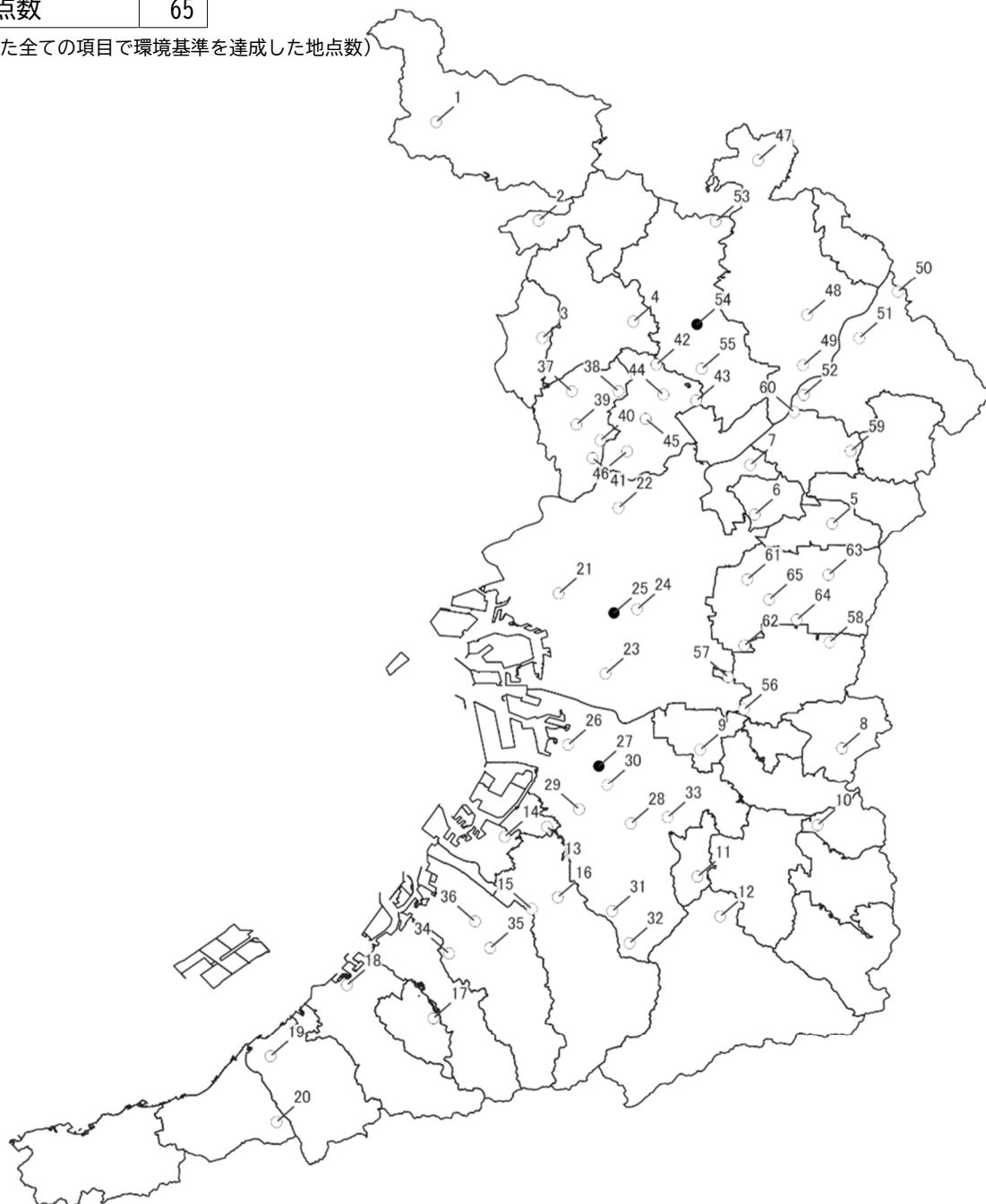
ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンの13項目を指す。

基準未達成となった項目は、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレンの4項目である。

- 環境基準達成
- 環境基準未達成

達成地点数 (※)	62
未達成地点数	3
測定地点数	65

(※測定した全ての項目で環境基準を達成した地点数)



「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）
 (https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html) を加工して作成

図 10 令和6年度 概況調査 測定地点図

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により有害物質による周辺の地下水汚染が懸念される 10 地区について、汚染範囲の確認等のため汚染井戸周辺地区調査を実施した結果、環境基準を達成しなかった地区が 1 地区(1 地点)あった(図 11)。

- 地区内の全ての調査地点で環境基準達成が確認された地区
- 地区内で環境基準未達成の地点が確認された地区

達成地区数	9
未達成地区数	1
測定地区数	10

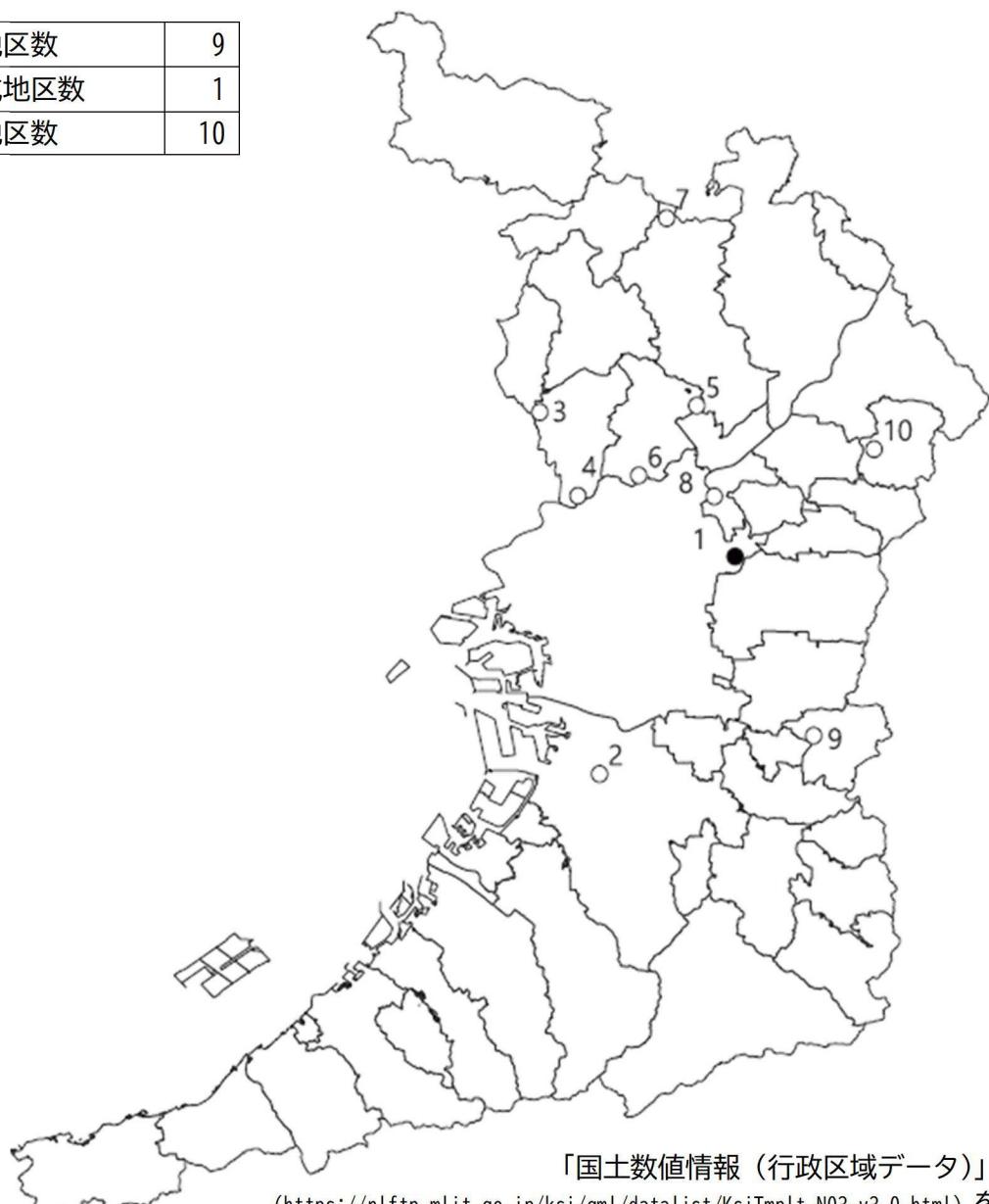


図 11 令和 6 年度 汚染井戸周辺地区調査 測定地区図

地区番号	地区名	調査の経緯	汚染井戸周辺地区調査結果 (環境基準未達成項目のみ)				
			測定地点数	未達成地点数	項目	最高濃度 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
1	大阪市鶴見区諸口	令和 5 年度概況調査	1	1	クロロエチレン	0.0033	0.002

(3) 繼続監視調査

令和6年度は、令和5年度までの汚染井戸周辺地区調査等で地下水汚染が判明している地区など88地区（106地点）で、継続的な監視として調査を実施した結果、環境基準を達成しなかった地区が44地区（53地点）あった（表5、図12）。

調査対象の項目別の環境基準未達成状況は表5に示すとおりであり、環境基準未達成の44地区（53地点）のうち22地区（30地点）において、揮発性有機化合物（VOC）に含まれる項目で環境基準を達成しなかった。

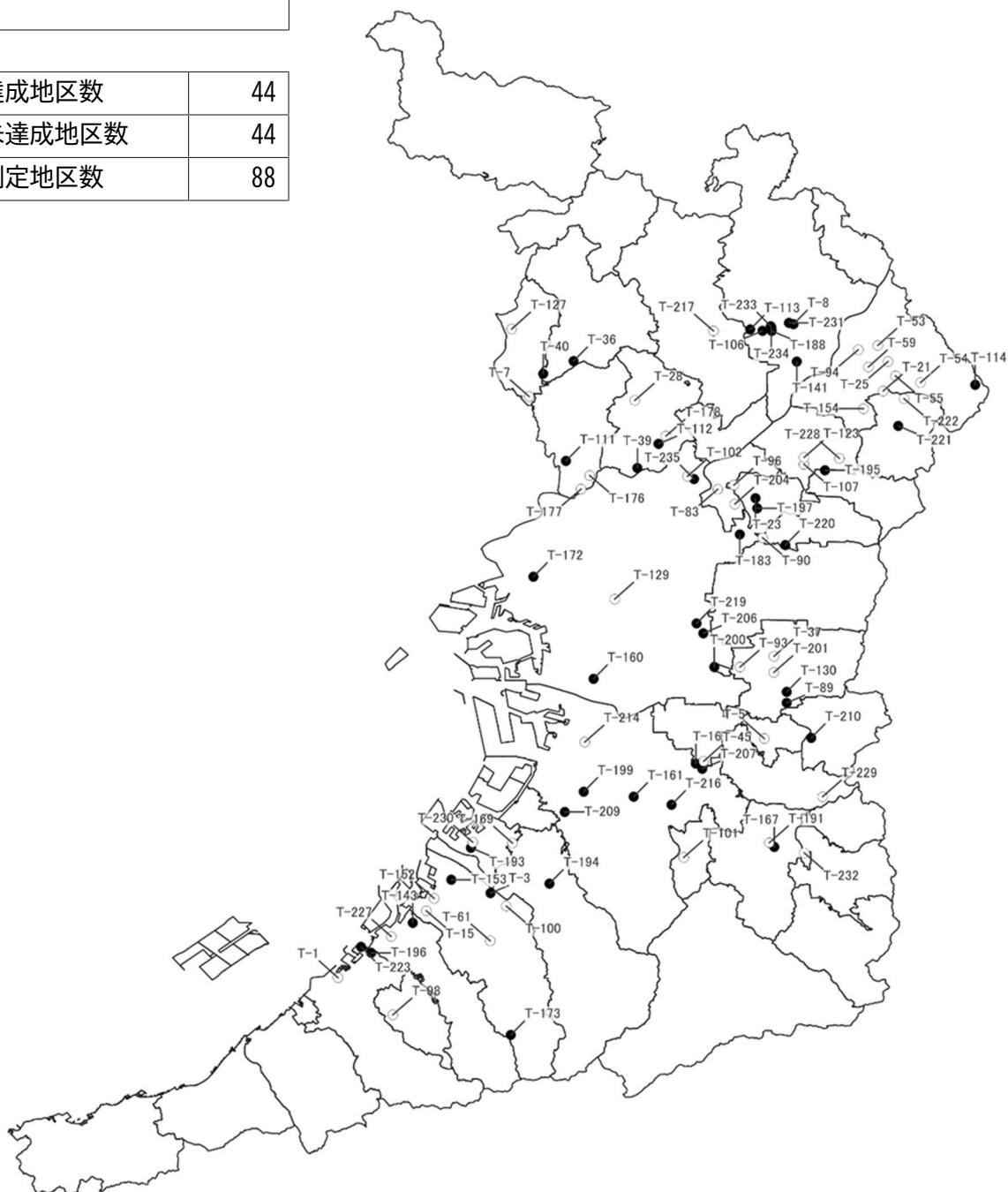
表5 繼続監視調査対象項目別の環境基準未達成状況

測定対象項目	地 区			地 点			
	測定地区数	未達成地区数	未達成率(%)	測定地点数	未達成地点数	未達成率(%)	
全シアン	1	0	0.0	1	0	0.0	
鉛	3	0	0.0	3	0	0.0	
砒素	14	9	64.3	14	9	64.3	
総水銀	5	0	0.0	5	0	0.0	
ジクロロメタン *	7	0	0.0	10	0	0.0	
四塩化炭素 *	3	0	0.0	3	0	0.0	
クロロエチレン（塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー） *	53	14	26.4	69	19	27.5	
1,2-ジクロロエタン *	12	0	0.0	20	0	0.0	
1,1-ジクロロエチレン *	49	0	0.0	64	0	0.0	
1,2-ジクロロエチレン *	52	13	25.0	68	19	27.9	
1,1,1-トリクロロエタン *	38	0	0.0	53	0	0.0	
1,1,2-トリクロロエタン *	23	0	0.0	33	0	0.0	
トリクロロエチレン *	48	9	18.8	63	10	15.9	
テトラクロロエチレン *	47	6	12.8	62	6	9.7	
1,3-ジクロロプロパン *	3	0	0.0	3	0	0.0	
ベンゼン *	5	0	0.0	5	0	0.0	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	7	36.8	21	7	33.3	
ふつ素	8	4	50.0	9	5	55.6	
ほう素	3	2	66.7	3	2	66.7	
1,4-ジオキサン *	3	1	33.3	3	1	33.3	
計	延べ数	396	65	16.4	512	78	15.2
	全調査地点（地区）数 〔うちVOC〕	88 〔54〕	44 〔22〕	50.0 〔40.7〕	106 〔70〕	53 〔30〕	50.0 〔42.9〕

*：「VOC」に含まれる項目を示す（計13項目）

- 環境基準達成
- 環境基準未達成

達成地区数	44
未達成地区数	44
測定地区数	88



「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）
 (https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html) を加工して作成

図 12 令和6年度 繼続監視調査 測定地区図